

令和5年度

「絆づくりメッセージコンクール」～いじめやネットトラブルの根絶を目指して～ 実施要項

(令和5年(2023年)6月1日 北海道いじめ問題対策連絡協議会決定)

1 目的

青少年からいじめやネットトラブルの根絶を目指し、よりよい人間関係づくりを呼びかけるメッセージを募集し、いじめの根絶とインターネットの適切な利用に関する啓発活動に活用することにより、よりよい人間関係を構築し、思いやりをもって人と接する社会の実現に向けた意識の向上を図る。

2 主催

北海道いじめ問題対策連絡協議会

3 主管

各管内の地域いじめ問題等対策連絡協議会

4 募集期間・審査時期

- (1) 募集期間 6月30日(金)～8月31日(木)
- (2) 管内審査 9月1日(金)～9月22日(金)
- (3) 全道審査 10月上旬

5 対象

道内の青少年(道内の国公立小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童生徒等)

6 募集する内容

よりよい人間関係や絆づくりを呼びかける内容

例 ・好ましい人間関係づくりに関すること

- ・友達との助け合いに関すること
 - ・いじめ(ネットいじめを含む)の根絶に関すること
 - ・いじめ(ネットいじめを含む)を受けている友達を助けることに関すること
 - ・インターネットへの誹謗中傷等の書き込みの禁止に関すること
 - ・インターネット上の有害情報やSNS上の個人情報発信に伴う被害の防止に関すること
- など

7 募集する内容・部門等

上記6の内容について「ことば・メッセージ」、「ポスター・メッセージ」「写真・メッセージ」を募集する。

- (1) ことば・メッセージ(おおよそ20字程度)

ア 小学生の部

- (ア) 個人部門 (イ) 団体部門

イ 中学生の部

(ア) 個人部門 (イ) 団体部門

ウ 高校生の部

(ア) 個人部門 (イ) 団体部門

(2) ポスター・メッセージ (B3判 [36.4×51.5cm] 又は、四つ切り [38×54cm] の用紙)

・紙又はデジタルイラストとし、写真データを使用していないものとし、文字のメッセージを入れることも可とする。

ア 小学生の部

(ア) 個人部門 (イ) 団体部門

イ 中学生の部

(ア) 個人部門 (イ) 団体部門

ウ 高校生の部

(ア) 個人部門 (イ) 団体部門

(3) 写真・メッセージ (六つ切 [203mm×254mm] ~ワイド六つ切 [203mm×305mm] 又は、A4の写信用紙)

・写真データ上に、文字のメッセージを入れることも可とする。

ア 小学生の部

個人部門

イ 中学生の部

個人部門

ウ 高校生の部

個人部門

※1 ことば・メッセージ「(ア) 個人部門」に応募する際は、応募作品票にメッセージや絆づくりにこめた思いを記載する。また、「(イ) 団体部門」に応募する際は、別紙3を参考に、児童会・生徒会や学級において人との関わり方について考える機会を設けるとともに、応募作品票にメッセージ作成の過程やメッセージや絆づくりにこめた思い等を記載する(写真の貼付も可とする)。

※2 小学生の部には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部の児童、中学生の部には義務教育学校の後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の生徒、高校生の部には中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒の作品を含む。

※3 学校に在籍していない青少年(18歳以下)からの応募は、応募者の年齢に相当する部の作品として受け付け、審査対象とする。

8 応募方法

(1) 道内の国公私立小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童生徒

次により、原則、在籍する学校を通じて応募する。学校は、教育局の教育支援課に送付する。なお、札幌市を除く市町村立学校については、所管する市町村教育委員会を通じて、各教育局の教育支援課に送付する。

また、札幌市立学校については、札幌市教育委員会に送付する。

メッセージ	応募方法	
ことば・メッセージ	所定の応募作品票(別紙1)に、作品と学校名、部門及び作成者を記入すること。また、メッセージ作成の過程やメッセージや絆づくりにこめた思い等を記載すること。	○在籍する学校を通じて応募又は児童生徒が直接、オンラインにより応募することができる。 ○学校は、各教育局の教育支援課に郵送又はメールにて送付する。
ポスター・メッセージ	作品の裏面に、学校名、部門及び作成者を記入した応募作品票(別紙2)を貼付すること。	○在籍する学校を通じて応募する。学校は、各教育局の教育支援課に送付する。
写真・メッセージ	作品の裏面に、学校名、部門及び作成者を記入した応募作品票(別紙3)を貼付すること。	○在籍する学校を通じて応募する。学校は、各教育局の教育支援課に送付する。 ○作品を送付する際は、用紙に印刷したものとデータの両方を送付する。

(2) 上記の学校に在籍していない青少年(18歳以下)

次により、各教育局の教育支援課に送付する。

ア ことば・メッセージ

所定の応募作品票(別紙1)又は任意の用紙に、作品と部門、作成者、年齢(生年月日)及び連絡先(住所・電話番号)を記入すること。フォームまた、メッセージ作成の過程やメッセージや絆づくりにこめた思い等を記載すること。

イ ポスター・メッセージ

作品の裏面に、作成者の氏名、年齢(生年月日)及び連絡先(住所・電話番号等)を記入した応募作品票(別紙2)を貼付するか、作品の裏面に直接、応募する部門の名称、作成者の氏名、年齢(生年月日)及び連絡先(住所・電話番号等)を記入すること。

ウ 写真・メッセージ

作品の裏面に、作成者の氏名、年齢(生年月日)及び連絡先(住所・電話番号等)を記入した応募作品票(別紙3)を貼付するか作品の裏面に直接応募する部門の名称、作成者の氏名、年齢(生年月日)及び連絡先(住所・電話番号等)を記入する。または作品データとともに応募票をメールにて送付すること。

(3) 応募作品は、印刷媒体やweb媒体等広告等で公開されておらず、応募者が全ての著作権を有しているオリジナル作品に限る。また、過去に他のコンテストに入賞した作品及び他のコンテストに応募中の作品は、類似作品を含め応募不可とする。なお、本コンテスト応募後に他のコンテストに応募した作品についても、他のコンテストに応募中の作品とする。

また、応募作品に使用される著作物、肖像については、応募者本人が著作権を有するもの及び権利者から事前に使用許諾を得たものとし、被写体に人物が含まれている場合は、応募者本

人が事前に被写体の承諾を得るなど、肖像権等の侵害の問題が生じないことを応募条件とする。

- (4) 各部における個人部門への応募は、1人1作品とする。ただし(ア)個人部門と(イ)団体部門の重複は可能とする。

9 審査

(1) 管内審査

管内ごとに審査し、各賞を選定するものとする。ただし、石狩管内については、札幌市立学校と札幌市立学校以外に区分して、それぞれ審査し、各賞を選定する。

各教育局が応募を受け付けた作品は、各管内に設置されている地域いじめ問題等対策連絡協議会が、札幌市教育委員会が応募を受け付けた作品は、札幌市教育委員会が審査し、それぞれ、次の各賞を選考する。

- ア 最優秀賞 「ことば・メッセージ」における各部の各部門1作品及び「ポスター・メッセージ」における各部2作品、「写真・メッセージ」における各部の各部門1作品計15作品
- イ 奨励賞 「ことば・メッセージ」「ポスター・メッセージ」「写真・メッセージ」における各部2～4作品程度、計18～36作品程度

(2) 全道審査

各管内及び札幌市において最優秀賞を受賞した作品について、北海道いじめ問題対策連絡協議会が最終審査を行い、次のア・イの各賞を選定する。

なお、ウの高等学校長協会特別賞については、北海道高等学校長協会が、ことば・メッセージの候補作品から審査し、選定する。

- ア 全道最優秀賞 「ことば・メッセージ」「ポスター・メッセージ」「写真・メッセージ」における各部（小学生の部、中学生の部、高校生の部）ごと1作品、計9作品
- イ 全道優秀賞 「ことば・メッセージ」「ポスター・メッセージ」「写真・メッセージ」における各部（小学生の部、中学生の部、高校生の部）ごと1作品、計9作品

※全道最優秀賞及び全道優秀賞を受賞したことば・メッセージは、よつ葉乳業株式会社の協力により、「よつ葉北海道十勝軽やかしぼり」（1リットル牛乳パック）の広告欄及び啓発用ポスターに作品、作成者、学校名を掲載する。

- ウ 高等学校長協会特別賞（高等学校長協会賞1作品、北海道高等学校安全互助会理事長賞1作品、奨励賞4作品以内）

10 表彰等

- ・入賞者には賞状を授与する。
- ・全道最優秀受賞者には、よつ葉乳業株式会社の協力により、副賞を授与する。

※全道審査の入賞者は、11～2月に各管内で表彰状授与を予定

11 入賞作品の活用等

全道及び各管内の審査において最優秀賞を受賞した作品及び作成者、学校名（青少年の場合は氏名、年齢及び住所地市町村名）については、北海道教育委員会の広報活動（Webページや作品展示等）において全道に公表するなど、いじめの根絶とインターネットの適切な利用等に関する啓発活動に活用する。また、各管内に設置されている地域いじめ問題等対策連絡協議会においても、同様に管内入賞作品を活用する。

12 その他

- (1) 応募作品票に記入された個人情報、本賞選考及びいじめの根絶及びネットトラブルの防止に係る啓発活動以外に使用しない。
- (2) 応募作品の著作権は、応募者に応募作品が返却されるまでの間、主催者に帰属する。
- (3) 応募作品については、各管内での展示終了後、応募者に返却する。